

社会保障・税一体改革大綱（抄）

平成24年2月17日
閣議決定

第2部 税制抜本改革

第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

(1) 消費税

今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、より徹底した対策を講じていくこととする（別紙2参照）。

消費者に対する値札等における価格表示に関する「総額表示」の義務付けについては、消費者の利便性の観点や、価格表示方式の切替えに伴う事業者のコスト等を考慮し、これを維持することを基本とする。なお、価格表示のあり方については、「外税」、「内税」などについて様々な議論があることから、事業者間取引や相対取引等における価格表示のあり方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

【別紙2】

適正転嫁等への取組について

平成元年4月の消費税の導入時及び平成9年4月の消費税率の引上げ時においては、関係府省が連携して、適正転嫁のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の濫用防止に向けた取組、便乗値上げ防止のための取組等を実施したところであるが、今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組を含め、より徹底した対策を講じていくこととする。

- (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁・表示等に関して行う行為についてのガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行う。
- (2) 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行う。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。
- (4) 競争制限的行為による便乗値上げを防止するための独占禁止法の厳正な運用や便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行う。
- (5) 適正転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置する。